

秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 規約

(令和5年11月6日施行)

(名称)

第1条 この会議の名称は、秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議
(以下「本会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会議は、秦野駅北口周辺地区(以下「対象地区」という。)において、
公と民が一体となり、にぎわいを創出するため、ビジョンの策定に関する事
項、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に
推進するため秦野市が策定する中心市街地活性化基本計画に関する事項、及
びその実施に関し必要な事項について協議し、秦野市中心市街地の活性化の
推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 対象地区における公民協働のビジョンの策定及び改定に関する事項
- (2) 中心市街地活性化基本計画の実施に関し、必要な事項についての協議及
び意見の提出
- (3) 対象地区の活性化に関する事業の総合調整
- (4) 対象地区の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (5) 対象地区の活性化に関する調査研究の実施
- (6) 対象地区等のまちづくりに係る情報の発信・共有
- (7) 本会議の運営に関する事項
- (8) その他前条に掲げる目的に達成のために必要な事項

(組織)

第4条 本会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。

- (1) 対象地区のまちづくりに関わる地域団体等
- (2) 有識者
- (3) 行政

- (4) 中心市街地の活性化に関する法律（以下、「法」という。）第15条第1項及び第2項に該当する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であって、本会議の構成員でないものは、自己を本会議の構成員として加えるよう本会議に申し出ることができる。この場合において本会議は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 本会議への加入又は脱退は、会長が承認する。

（役員及び職務）

第5条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する会員をもって充てる。
- 4 会長は本会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第6条 本会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

（会計）

第7条 本会議の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会議の会計に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 本会議の庶務は、秦野市駅周辺にぎわい創造主管課において処理する。

2 本会議における意見又は助言は、駅周辺にぎわい創造主管課において記録し、文書化する。

(補足)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年7月9日から施行する。